

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

6月号

○今月の特集
労働保険料の申告と納付

○今月の数字
<21人>

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



5月下旬から6月にかけて各役所から様々な書類が送られてきます。
労働保険の申告書や算定基礎届など
とても大事な書類が入っています。
紛失等のないようご注意ください。
なにも同じ時期に送ってこなくともいいのに……。
とってしまいます。



○ちょっと一服
さかなコーナー
伊佐木
「これからが旬です。」

顧問先さまには、「社会保険の算定基礎届」
などの特集を配信させていただいております。

(C) 2013. なかお事務所 All Rights Reserved

今月の特集：労働保険料の申告と納付

毎年7月10日までに労働保険料の申告と納付をしなければなりません。

5月末～6月頭にかけて労働局から書類が送られてきます。その中に申告書が入っていますので、その申告書に必要な事項を書き込み役所へ提出し、労働保険料を銀行等で払い込みます。

★労働保険とは？

そもそも労働保険とはどういったものなのでしょうか？

簡単に言うと「**労災保険＋雇用保険＝労働保険**」ということです。

保険料に関しては、労災保険と雇用保険それぞれ保険料を払うことになります。

★労災保険料

労災保険は、通勤途中や仕事中のケガ、仕事が原因による病気などの場合に支払われる保険です。

すると保険料は「仕事上の傷病が多いか？少ないか？」によって保険料が変わってきます。

簡単に言うと、事故が少ない業種なら保険料が安く、事故の多い業種は保険料が高いという考え方です。

このように**業種により保険料が異なります**ので、自分の会社がどの業種に当てはまるのか確認が不可欠です。

★雇用保険料

雇用保険はいわゆる「失業保険」です。

失業が多い業種なのか、少ない業種なのかで保険料が変わります。

労災保険は業種により細かく分類されていますが、雇用保険の場合3つに分かれているだけです。

①一般の事業 ②農林水産業、清酒製造業 ③建設業

②③に当てはまらない業種は①の一般の事業となります。ほとんどの会社が①になりますね。

★労働保険料の計算と申告

労働保険料は「**賃金×保険料率**」で計算します。

業種による保険料率の確認とともに**1年分の賃金の集計が必要**になります。

この賃金の集計は前年4月～今年3月までの賃金です。（今年の申告の場合は平成24年4月～平成25年3月分です。）

注意しなければいけないのが、この場合「その月に働いた分」の賃金ということです。

給与が翌月払いの会社では、注意が必要です。その月に支払った（振り込んだ）金額ではありません。

支給ベースでみると、翌月支給の会社の場合は、前年5月～今年4月までの賃金となります。

また、労働保険で言う“賃金”には**通勤費も含まれます**。

月給20万円、通勤費1万円の人の賃金は21万円で計算をします。

★労働保険料は前払い

労働保険は前払い制です。

あらかじめ今後1年間支払うであろう賃金（ほとんどの場合前年度の賃金）を基に保険料を算出します。

そして1年経って実際に支払った賃金を基に保険料を算出し、前払いした保険料と差し引きます。

これを毎年繰り返していきます。

※あらかじめ払う保険料を「概算保険料」、1年経って計算した保険料を「確定保険料」と言います。

<支払回数>

労働保険料は一定の条件で3回払いに出来ます。支払うべき概算保険料が40万円以上の場合です。

3回払いにするときは、申告書に分割回数を記載します。

※建設業の場合

建設業の場合は申告方法が違いますので注意が必要です。

大まかには

①現場の労災保険料 ②事務所の労災保険料 ③雇用保険料

に分けて申告しなければなりません。申告書を3つ提出することになります。

労働保険料の申告・納付に関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <21人>

この数字は、平成24年の職場での熱中症による死亡者数です。厚生労働省は、平成24年の「職場での熱中症による死亡災害の発生状況」をとりまとめました。それによると、昨年(平成24年)の職場での熱中症による死亡者は21人と、依然として多くの方が亡くなっています。

業種別にみると、右記の図の通りとなっています。

業種により増減数に差が出ているのは、熱中症対策が進んでいるか、まだ不十分なのかの違いとされています。

また、平成24年に死亡した21人のうち18人については、WBGT値(暑さ指数)の測定を行っていなかったことが明らかとなるなど、熱中症予防対策の的確な実施が必要とされています。

業種	平成23年	平成24年	増減
建設業	7人	11人	+4
製造業	0人	4人	+4
警備業	3人	2人	-1
農業	2人	0人	-2
林業	2人	2人	±0
その他の事業	4人	2人	-2
計	18人	21人	+3

今年の夏は、平年より気温が高くなるが見込まれるため、厚生労働省は、熱中症に対する予防対策を重点的に実施することにしました。

WBGT値(暑さ指数)、厚生労働省の熱中症に対する重点的予防対策については、来月の特集で詳しくご説明いたします。

ちょっと一息さかなコーナー

初夏に旬を迎える魚にイサキがあります。

漢字で書くことはありません。



イサキは、本州中部以南、太平洋側では千葉県から南シナ海まで棲息しています。

大きい物は50cmにまで成長するものもありますが、通常30センチ前後のものが多くです。

また、食べるにはこのくらいのサイズのものが一番おいしいと思います。

イサキは、その成長の過程で体の模様に変化が表れます。子供のうちは縞模様が入っているのですが、大きくなると、その縞模様が消えて紫がかかった黒色に体色を変えます。

釣り人の間では、この縞模様のあるイサキを「瓜坊(うりぼう)」と呼びます。イノシの子供に体色が似ているところから来ています。

イサキは白身の魚で、刺身、塩焼、ホイル焼き(レモンかライムと一緒に)がいいですね。

イサキのもう一つの特徴として、骨が固いことが挙げられます。食べるときは注意してくださいね。

編集後記

6月に入りました。今年はずいぶん暑い夏になりそうですね。

役所などでは、早々クールビズにしているところも多いようです。

うちも去年同様クールビズで行きたいと思っています。

真夏に入ったらポロシャツにします。

夏用のスーツは早々お役御免になりそうです。

(平成25年6月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com
H P：<http://nakao-jimusho.com>
T E L：048-476-5753